

株式会社東京テレポートセンター定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社東京テレポートセンターと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 不動産の賃貸借、売買及びこれらの斡旋、仲介
- 2 港湾施設・共同溝、公園・プロムナード等の公共広場、催し物会場、駐車場、建物、設備の安全管理及び保守、清掃並びに警備・保安業務
- 3 土木、建築、電気及び機械据付工事の設計、施工の請負及び監理
- 4 駐車場の管理、運営及びこれらの業務の受託
- 5 展示場、会議施設、商談室、ホールの賃貸及び管理運営
- 6 衛星通信及び放送設備の設置、保守、賃貸、管理運営並びにこれらの業務の受託
- 7 宣伝広告事業及び広告代理業
- 8 経営コンサルタント業務
- 9 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- 10 内外商品等の見本市、展示会の企画及び開催
- 11 国際・国内会議、文化、スポーツ等各種催し物の企画及び開催
- 12 各種興行の入場券の受託販売
- 13 日用品雑貨、新聞、雑誌、書籍、食料品の販売及び飲食店の経営
- 14 東京都所有地（以下「所有地」という。）の使用に関する契約締結業務に必要な資料の収集
- 15 所有地の管理及び所有地の使用に伴う使用料、敷金等の徴収に関する事務の受託
- 16 公共施設等の管理に関する受託業務
- 17 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、500,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(譲渡制限株式)

第8条 譲渡による当会社の株式の取得については、取締役会の承認を要する。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の時期)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。
2 臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。
3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。
4 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがって、他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。
2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従って、他の取締役がこれにあたる。

(決議方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役、監査役及び会計監査人

(取締役、監査役及び会計監査人の員数)

第16条 当会社の取締役は5名以内とし、監査役及び会計監査人は1名とする。

(取締役、監査役及び会計監査人の選任)

第17条 取締役、監査役及び会計監査人は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役等の任期)

第18条 取締役の任期は選任後2年内、監査役の任期は選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役又は退任した取締役の満了する時までとする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会集結の時までとする。

5 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。

2 取締役会の決議により、取締役の中から社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役等の報酬等)

第 20 条 取締役及び監査役への報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によりこれを定める。

2 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役の同意を得て決定する。

(取締役等の責任免除)

第 21 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役、監査役又は会計監査人（これらの地位にあった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

(責任限定契約)

第 22 条 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、同条で定める非業務執行取締役、監査役又は会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 取締役会

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

2 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 28 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

(配当金の除斥期間)

第 29 条 株主配当金は、その交付開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の未払配当金には利息をつけない。

附則 (平成 8 年 2 月 15 日臨時株主総会第 1 号議案)

平成 8 年 2 月 15 日から施行する。

附則 (平成 10 年 3 月 30 日臨時株主総会第 1 号議案)

平成 10 年 3 月 30 日から施行する。

附則 (平成 10 年 9 月 7 日臨時株主総会第 2 号議案)

平成 10 年 9 月 7 日から施行する。

附則 (平成 14 年 9 月 4 日臨時株主総会第 1 号議案)

平成 14 年 9 月 4 日から施行する。

なお、平成 15 年 3 月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第 18 条中「就任後 4 年内」とあるのを「就任後 3 年内」と読み替えるものとする。

附則 (平成 19 年 3 月 22 日臨時株主総会第 2 号議案)

平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 28 年 6 月 30 日定時株主総会第 2 号議案)

平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附則 (平成 29 年 6 月 30 日定時株主総会第 2 号議案)

平成29年7月1日から施行する。